

認知症になったら財産が凍結!!老後の財産管理は??

新春相続対策セミナー

- ◆日時 平成30年1月26日(金)午後1時30分～3時30分
(受付は午後1時より行います)
- ◆会場 JAビル10階 第4会議室 前橋市亀里町1310番地

◆内容

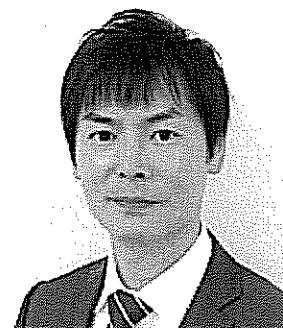
～概略～

- ・認知症になると財産が凍結
- ・成年後見制度とは
- ・成年後見人はどのようなことをするのか?
- ・認知症になる前の財産管理も任せられる?



講師紹介

司法書士柴崎事務所
柴崎智哉
shibazaki tomoya
埼玉県出身
青山学院大学国際政治経済学部卒業
簡易裁判所代理関係業務認定司法書士
成年後見センター・リーガルサポート会員



- ◆対象者 JAの組合員とその家族
- ◆申込方法 参加をご希望の方、ならびに当日の資料をご希望の方は、
(予約制) 1月22日までにJA利根沼田 資産管理課まで
電話(0278-22-6636)でお申込み下さい。

電話受付時間:8:30～17:15(土日、祝日を除く)

- ◆定員 100名(申込順)
- ◆参加費 無料

主催 JA全農ぐんま 施設住宅課
お問い合わせ先 JA利根沼田 資産管理課 TEL 0278-22-6636